



筑紫女学園大学リポジット

Pre-war Buddhist Childcare Situation

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-10-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宇治, 和貴, 金見, 倫吾, UJI, Kazutaka, KANEMI, Ringo メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/466

昭和初期仏教保育事業開始期の状況と子ども観

宇 治 和 貴
金 見 倫 吾

近代本願寺教団における社会事業への取り組みは、本願寺第二十一世明如によって発意された大日本仏教慈善会財団が設立され、一九〇一（明治三四）年頃から始められた。社会事業への参加は、廃仏によって壊滅的ダメージを受けた仏教教団がその存続をはかるにあり、社会的有用性を発揮することで、存在意義を証明する重要な意味を持っていた。こうした一連の動きは、その後明治四〇年代に資本主義が高度化し、社会問題がより明確化したことをうけ、政府が社会主義への防波堤として感化救済事業へ力を入れたことと軌を一にしている。つまり、本願寺教団の社会的対応は社会全体の問題と連動する形で展開されたのである¹。資本主義の発展は、女性労働者の増加を生んだ。特に第一次大戦後の恐慌、関東大震災後の恐慌、金融恐慌、世界大恐慌をへるごとに、貧富の格差を増していた自営業層の妻や娘の就労が増えたこともあり、保育施設の社会的需要はさらにまわってきた²。

農村においても、独占資本主義のもとで農産物が低価格となり貧困状況が深刻化したと同時に、日本の資本主義が急速に発展する基盤と

なった地主制度に対する、小作争議が激化した時代でもあった。とくに、長期にわたる不況と恐慌は家族制度をテコとして、都市の失業者を農村に吸収させたため、その生活はいっそう苦しくなり、一家をあげて、より激しい労働に従事せざるをえなくなってきた³。こうした恐慌の余波が農村までを巻き込み、窮乏状況と労働力不足が深刻となる昭和初期に、本願寺教団が保育事業をどのように展開したのかを検討してみたい。

本研究においては、昭和初期に仏教保育事業がどのような歴史状況のなかで展開していたかを確認し、併せて、事業開始理由や意義を確認する。そのためにまず、本願寺教団における昭和初期の仏教保育事業の設置状況を調査し、そのうえで昭和初期の保育理念を知るうえで重要な手掛かりとなる、仏教保育に携わった人々の子ども観を考察する。このことにより、開始期においていかなる理念の下で事業がなされたかを明らかにすることができる⁴と考えるからである。

また、本研究は、二〇一四年度に刊行が終了した『戦前期仏教社会事業資料集成⁴』においてなされた、戦前期における仏教社会事業に

ついでに総論的研究を継承し、各論としての仏教保育事業に焦点を絞り研究を行うものである。⁵ 内容は、はじめに・Ⅰ、仏教保育の開始時期とその背景（宇治和貴）、Ⅱ、開始期にみる子ども観の諸相、Ⅲ、農繁期託児事業における「仏教」の子ども観（金見倫吾）によって構成されている。

Ⅰ、仏教保育事業の開始時期とその背景について

大正期の後半から昭和初頭の時期の社会事業において特徴的であるのは、中央政府や各府県での社会課の新設に対応、追随するようななかたちで、仏教各宗派の間でも、宗務組織のなかに「社会事業」を所管する社会課などを設置し、一宗派内で取り組まれている慈善、社会事業などの諸活動を統括するような動きが始まっていることであつた。⁶

その後、社会部長に就任した藤音得忍⁷は『社会事業の基調⁸』のなかで、現代の社会問題発生要因を論じ、その解決への方途を示唆する諸思想を解説し、社会事業がよりどころとする社会改良的、現実的な立場を論じている。このなかで藤音は社会事業を、

社会事業とは、社会聯帯の観念の下に、人格価値の平等を信じ、社会的弱者を保護向上せしめ、又は其の発生を未然に防ぐ事業を言ふ。

と述べている。また、『寺院と「セツルメント」』⁹では現代における寺院のセツルメント化を一つの研究課題として提案し、教団内で実際にとりくまれている三つの実践事例を紹介しつつ、混迷する社会の

なかで、様々な生活上の困難に直面する人たちに対して、寺院が持つ社会的資源を開放し少しでもその苦難の解決に資していくことが現代における仏教寺院の社会的使命ではないかという問いかけがなされている。

『教団と社会事業¹⁰』によると、藤音得忍が龍谷大学教授に転任した後、山崎精華が社会部長に任じられている。山崎の社会部長在任期間は、昭和四年九月から梅山英夫に引き継いだ八年九月までの間であつた。この時期に、山崎主導のもと、伝統と因習にとらわれてもすれば特殊な存在と見做されがちな寺院と僧侶の生活を「寺院の機能を開放することによって社会の中心に推し進めていく¹¹」ことを目的として保育事業が整備されているようである¹²。くしくもこの時期は世界恐慌の影響が農村部へ浸透し始めた時期と重なり、農村部でも労働者不足に悩まされる状態が続いていた。こうした現実的な門徒からの要求と、寺院という施設面での利点とがあいまって、農繁期託児所を中心にした社会的欲求に応えていったのである¹³。

そのような本願寺の状況と歩調を合わせるように、仏教各派が教団を挙げて保育事業に参画するのは昭和期に入ってからのものである。昭和恐慌による農村不況の深刻化と、満州事変以降の戦争拡大による労働力の不足が季節（農繁期）保育の必要性を増大させたことから、教団的事業として門末への保育事業参画を促したことがその要因と考えられる。一九三四（昭和十八）年の中央社会事業協会社会事業研究所の調査によると、町村部（農村部）の託児所では、二五%以上が寺院に設置されている（資料1参照）¹⁴¹⁵。その一方で、六大都市と其

(資料1) 設置形態別 保育施設数¹⁵

	全 国				六大都市				其他の市				町 村			
	計	幼	託	他	計	幼	託	他	計	幼	託	他	計	幼	託	他
総 数	1,821	792	956	73	425	210	203	12	626	276	328	22	770	306	425	39
独 立	830	374	436	20	161	91	64	6	339	142	188	9	330	141	184	5
付 設	957	398	509	50	254	112	136	6	277	126	138	13	427	160	236	31
(付設内訳)																
学校施設	229	179	41	9	52	50		2	60	45	12	3	117	84	29	4
宗教施設	443	207	209	27	74	52	18	4	142	80	57	5	227	75	134	18
(内寺院)	270	97	160	13	33	21	11	1	79	35	41	3	158	41	108	9
(内教会)	172	110	48	14	41	31	7	3	63	45	16	2	68	34	25	9
(内神社)	1		1										1		1	
産業施設	14		2	12					4			4	10		2	8
社会事業施設	256	11	244	1	127	10	117		67		66	1	62	1	61	
保育施設	3	1	2		1		1		2	1	1					
其 他	12		11	1					2		2		10		9	1

(出典:中央社会事業協会社会事業研究所編『本邦保育施設に関する調査』昭和18年)

他の都市(都市部)では、寺院よりも教会に設置された幼稚園の数が多く、都市部の幼児教育では、いまだキリスト教が優位を保っていたことがうかがえる。

本願寺派の場合をとっても、資料2に見るように、常設の保育園(幼稚園を含む)が大正後期以降に、季節(農繁期)保育園が昭和以降に急速に増加している。ちなみに、常設の保育園は、そのほとん

(資料2) 本願寺派関係教育施設の設置状況

(1) 設置時期による分類

	総 数	明治 39-45年	大正 1-5年	大正 6-10年	大正 11-15年	昭和 1-5年	昭和 6-11年	設置年 不明
本山認可保育園	128	4	9	6	28	33	48	
本山未認可保育園	82	2	1	3	12	26	37	1
小 計	210	6	10	9	40	59	85	1
季節保育園	310		1	4	13	115	150	27
合 計	520	12	11	13	53	174	235	28

(2) 施設名称による分類

	総 数	幼稚園	保育園 (保育部)	託児所	その他施設
本山認可保育園	128	80	30	5	13
本山未認可保育園	82	52	20	4	6
合 計	210	132	50	9	19

※その他施設には、児童園・慈育園・幼楽園・幼児園などの名称の施設を含む。

(出典:『本派本願寺社会事業便覧』本願寺派社会事業協会、昭和11年)

どが都市部に設置された中流家庭以上を対象とする幼稚園であったと
考えられ、都市労働者・貧困層のための託児所は少なかつたようである。

次に、本願寺派における保育施設設置の年代別グラフ（資料2）を見てわかる通り、本願寺派による仏教保育事業が本格的に開始されたのは、大正末期から昭和初期にかけてであり、その形態の半数近くが未認可であったことが確認される。特に、昭和初期に季節保育所が爆発的な増加を見せていることには注目すべきであろう。本願寺における保育所の認可制度が本格的に施行されたのは一九三二（昭和七）年前後であろう。認可規定¹⁶で重要視されていることは、施設の設置場所の届け出などであり、保育内容やスタッフの質の確保などに関する、施設認可の責任を本願寺が主体的に担っていたものではないことが確認される。つまり、すでに各地方での現状に合わせて農繁期託児所として開設されていた施設を、追認する形で認可していったのである。¹⁷

農繁期託児の開始が各地の生活実態からくる要望に対応することを動機としていたという事実は、大阪弘済会の暉峻隆範の以下の指摘によっても知ることができる。

各府県に於ける社会施設の流行物の一つは農繁期の託児であらう。そして地方寺院も之には大分参加したらしい。しかし託児所の真に効果を上げ得るのは四歳以下の嬰児殊に乳児の如き全く母親の足手纏いになるものを預かったときでなければならぬ。¹⁸

この記事によると、小作人らの「子を背負つては正味三分の一の仕事も出来ないのです、どうか植付の済むまで」といった農務効率向上の要望に応えるべく全国各地での農繁期託児は展開されたのであり、寺院がこの事業に携わっていった動機もまた同じところに存していたと指摘せざるを得ない。したがって本願寺派における農繁期託児事業の開

始にあたって、仏教の人間観に基づき、それを広めていこうとする姿勢が希薄であったことが予想されるのである。この点に関しては今後の研究課題とする。

（以上、担当：宇治和貴）

Ⅱ、開始期にみる子ども観の諸相

①子ども観の前提

王政復古・明治維新以降、西欧列強と対抗しうる国家統治体制をととのえるべく急速な近代化（Ⅱ 西欧化）をめざした明治政府は、殖産興業・軍制の整備といった富国強兵策をおしすすめるにあたり国民の身体／生命への管理統制を強めていった。その際、天皇制国家への帰属意識や「忠義心」を注入するツールとして用いられたのが国家神道およびそれと同質化した仏教を含む諸宗教教団であり、また学校教育であった。

近代学校教育は一八七二（明治五）年の学制公布によりはじまったが、画一的な教育制度が国民生活の実情にそぐわず、学校設立数も就学率も政府の期待するようには伸びなかった。そうしたなかで一九七九（明治十二）年、生活実態から遊離した知識学才よりも「徳育」を重視した教育への転換をはかる「教学聖旨」が出されるが、そこには「自由民権思想の芽を、小学校という思想形成の出発点においてつみとり、批判精神の成長を抑えてしまおうという意図」¹⁹があったといわれる。一八八〇（明治十三）年制定の集会条例に基づく言論

結社への取り締まり強化にはじまる民衆運動抑圧と、教育政策の転換との関連は明らかであろう。一八八八（明治二一）年には学校現場での紀元節儀式の挙行や天長節歌・紀元節歌の学校唱歌指定、「御真影」の小学校への「下賜」などが実施され²⁰、一八九〇（明治二三）年、「教育勅語」謄本の全国学校への配布、一八九一（明治二四）年には「小学校祝日大祭日儀式規程」が公布され、紀元節・天長節などの祝祭日に教師・生徒が執り行う儀式の内容として「御真影への拝礼、万歳奉祝、勅語捧読、校長訓示、祝祭日唱歌合唱」が定められた²¹。

天皇制国家が求めた人間像は「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉」ずる「忠良ノ臣民」であったが、その要求には「健康」であることも含まれていく。一九一六（大正五）年に設置された保健衛生調査会（内務省内）はその焦点項目として「乳幼児・児童・青年の健康、結核・性病（花柳病）・ハンセン病・精神障害の予防、衣食住の衛生、農村衛生」などを掲げ、従来の衛生行政を刷新した。「防疫に終始したそれまでの衛生行政を脱却し、国民全体の体力を強化し、それまで十分な対策が打たれなかった「慢性的感染症」や精神障害の予防にも取り組む姿勢が示されていた。そこには、健康であることが個人のためのみではなく、国家のため、民族のためであるという認識が成立していた」²²のである。

軍事的経済的な強国を支える「人的資源」の要件として国民に健康を求める政策は同時に、健康でない人間を排除するものでもあった。優生思想に基づく、障害者や遺伝とされる病气患者の生殖制限である²³。子どもを独立した権利主体（＝人格）とみるか、大人の付属

的存在（＝物件）とみるかといった子ども観には、その社会の人権意識の質が如実に反映されるわけだが、有用性という価値基準によって「いのち」の序列化」²⁴をはかる近代国家にとって、子どもはあくまで次代の体制を支えるための手段的存在でしかない。そして状況は非常時の様相を呈し、社会的弱者たる子どもにとつてますます厳しいものとなってくる。一九二三（大正十二）年の関東大震災をきっかけとした金融恐慌、一九二九（昭和四）年ニューヨーク株式市場での株価大暴落の影響が波及した昭和恐慌、出稼ぎ労働者の失業や東北冷害にともなう農村恐慌などに象徴される危機により、個の尊厳を認めない国家意志はさらに国内外に向けて強化されていった²⁵。こうした状況下にあつて展開された仏教団の保育実践は、国家の子ども観と同質のものに基づいたものでしかなかったのだろうか。それとも仏教独自の子ども観を標榜するものとして成立していたのだろうか。そうした視点からの検討をはじめるに先立って、近代日本における子どもを取り巻く状況と、そうした状況のなかで注目すべきオルタナティブな子ども観のいくつかに触れてみたい。

② 近代の子どもを取り巻く状況

近代日本の子どもを取り巻く状況とは以下のようなものであったといわれる。

子どもたちの生活に対する国家の保護政策は、日本の場合、きわめて消極的であった。徳川時代の慈恵政策そのままの棄児養育米給与方や恤救規則のなかで、また三子出産の貧困者へ養育米給与方などで、一応の処置が考えられたにすぎなかった。また、人身

売買の禁止布告も、明治五年にだされてはいるが、その動機は、たんに外国に対する体面のためであって、実質的には、ほとんど効力を發揮してはいない。²⁶

一八七〇（明治三）年の人身売買取締りの太政官布告には「第一国体ニ於テ不相濟事」とあり、「これらの施策は封建的「悪弊」を一掃して近代国家としての体裁をととのえようとしたもの」であると同時に「近代国家の担い手としての明治新政権の威信を国内的に高めようとしたもの」であった。²⁷

そうした状況をうけ、一九〇〇（明治三三）年には感化法が成立した。これは不良少年・非行少年の増加に対応したものであり、一定の状況のもとで、国家による親権の制限・代行を認めるといった性格をもった。しかし、それは子どもを権利主体として認めただけではなく、目的はあくまで社会秩序（「社会公安」）の確保であったのである。農繁期託児を取り巻くのは、農村を中心とした貧困状況であった。「光」一九〇六（明治三九）年二月二〇日号²⁸によると、日露戦争後の恐慌期の失業者は東京市内で約七八、〇〇〇人、前職は職工五〇％、農民（東北三県多し）二〇％、日雇二三％、商人五％、元官吏二％であり、失業理由は経済不振七〇％、不作十五％、除隊兵二〇％、その他五％で、東北三県の失業率は福島県五〇％、宮城県三〇％、岩手県二〇％という状況であった。貧困に由来する子どもへの虐待も深刻であり、一九一〇（明治四三）年八月から一九一五（大正四）年二月までのケースを整理した「三田谷啓による児童虐待事例」²⁹を参考にすると、全一一六の事例のうち、虐待（子殺し）の原因として「家計難・生活難」

（十六件）「哺育・養育費をとるため」（七件）というものが目立つ。また、事例第85は「貰子四〇余人」を「哺育費をとるため」に「栄養不十分又は殺害又は棄て」、事例第107は「貰児一二〇名」を「養育費をとらんため」「内五〇名は絞殺し市塵埃捨場に埋め」ているといったものであった。

また、貧困状況をさらに悪化させたのは農村恐慌であった。一九三〇（昭和五）年、農作物価格の停滞による「豊作飢饉」が起き、一九三三（昭和八）年には三陸地震・津波が発生、死者は三、〇六四人にのぼった。翌一九三四（昭和九）年、電害・霜害・水害による記録的大凶作、また室戸台風は死者・行方不明三、〇三六人という被害をもたらした。さらには都市部失業者の農村還流によって出稼ぎ機会が減少し、農村家計をますます圧迫した³⁰。子どもたちは農村の貧困を背景とした人身売買の対象となり、あるいは都市工場に年少労働者としてかり出され、子さらいや貰い子殺しが頻発する、という状況であった。³¹

③対抗的な近代の子ども観

一方でこの時代、久津見蕨村（一八六〇―一九二五）らの児童研究運動のなかから「子どもの権利」を明確に主張する動きがあらわれる³²。久津見は

子供は何んであるかと考へてみるが宜い。一寸考へれば唯我子と云ふに過ぎぬ。けれども能く考へて見れば、それは我々國民の相續者で一人一家の後継ぎと云ふばかりではない。實に國家並に我々人種の後継となるべきもの、公共的の相續人に外ならぬ。し

て見ると子供は父母の私有的の寶ではない。天下の寶だ。それを父母兄弟が暫く預つて育て上げると云ふもので、最もそれは大切な仕事、責任ある仕事と云はねばならぬ。³³

といい、また

親に育てる義務があれば、子供には親に育てられる権利がある。即ち親に教へられ、社會に教へられる権利を持つて居ると云ふて宜い。社會も亦子供に對しては幾んど親と同様な責任がある。子供に教育を受けさせるに足る學校を設けて、親達が義務を盡すに便利を與へねばならぬ。若し親達ばかりに任せて不十分な時には、自から子供を教育せねばならぬ義務がある。隨て子供は社會に向つてそれを請求するの権利がある。子供は決して自分勝手なものではなくて、天下の寶、社會の相續人だ、それを親が預つて居るに過ぎぬ。それに對してその権利を保護するのは當然なことではないか。³⁴

との主張を展開する。天皇制国家―家族国家觀を相対化しえていないという限界はあるものの、ここで示された子ども権利認識は「児童保護」成立の思想的な準備となつたとの指摘がなされている。³⁵

会津藩士の長女として生まれ、十三歳で洗礼を受けクリスチャンになつた若松賤子（一八六四―一八九七）は『小公子』の翻訳者として知られているが、従来のような「大人の付属品」「大人に比べて不完全な存在」という子ども觀を否定し、独立した人格として子どもをとらえ、接するべきであると主張する。たとえば大人が子どもに對して一方的・強圧的に叱責し、その行動を統御することについて次のよう

に述べている。

子供に對していふとなると、成人は「さうするな」「それはいけません」といふ様な禁制的の言葉計りが多い様です。なるほど子供は吾儘な様ですが、それは遠慮するとか、人の爲に忍ぶとかいふ徳義上の考の起らない先のことですから據ないこととして、さて子供は權理を主張するといふ様なことは聊かも知つて居ません、その處を力も強く、經驗も餘計な私どもが觀定違ひをしたり、無理をしたりしては、實に憫然でん升。³⁶

子どもは權利を主張するだけの知恵を持たない弱者であり、だからこそ強者である大人に一方的な断罪・強制があつてはならず、「是非造つた模型通りに嵌込まねば承知せぬといふことは、理性を備へた親たちの爲ま敷こと」だといふ。あるいは

私ども多年そ、うにそ、うを重ねて、漸くこれ丈に普通の物ことを覺へたのですから、其考へがなくては、實に子供が可愛さうです。子供が過やまつて大切な道具を破したからといつて、容赦なくポント横つらをはるといふ様なことは、よく見ることですが、子供は本の不注意をした計りですが、其親こそ却つて癩癩が抑へ切れないので、牙をむき出す犬や、背を立て、うなる猫の眞似をした様なものです。自分は随分其時の心持次第で、勝手なことをする。子供丈はいつも謹んで折目正しいことをせ度。さうせねば大罪を犯したと同じ様に責檻するといふを以て、躰とはどふしても受けとれぬことです。³⁷

といつて、大人が自らを完全なものとして傲慢になつたり体罰を用い

た教育を行ったりすることを動物の所業にたとえながら厳しく諫めている。

続いてとりあげたいのは、篤信の浄土真宗門徒であった両親や真宗僧侶の梅原真隆（一八八五—一九六六）の影響で親鸞思想に傾倒し、民間教育運動に従事した野村芳兵衛（一八九六—一九八六）の子ども観である。野村はその著『文化中心修身新教授法』³⁸において修身教科書の内容に対し逐一批判を加える形で、独自の教育観・子ども観を発表している。

〔二十三〕 クフウセヨ

…ほめる必要はない。こんなことは子供たちは何時でもやってゐることだ。この課は子供たちには不必要、先生や父母に必要な課。³⁹

〔二十五〕 ヨイコドモ

教権の威力を示す課？この課はなくてもがな。⁴⁰

と、先の若松が提示したような「大人の子どもに対する優越感・慢心への反省」を野村も同じく語っている。「子供は自分の所有物ではない。だからどんなに可愛くても、愛で子供を縛ってはならない」⁴¹という言葉は、仏教の非我・非我所（我は我でなく、我がものはない）の原則を踏まえたもののようにも思える。また、

〔十五〕 カテイ

…不純な子供がゐたら、その子を責める前に、その子の荒んでゐる家庭を持ったことに同情したい。⁴²

という箇所には、問題を抱える子どもがいた場合に、その背景や要因を究明すべきことが示され、子ども個人に責任を限定させる軽率な指

導に注意がうながされている。

天皇帝国家の思想を根付かせる中心科目である修身の教育内容に対する野村の批判はさらに非戦論の展開にまで至る。

〔二〕 忠君愛国

…自分は戦争はい、ものとは思はぬ。劔を持って起つ者は、劔によつて亡ぼされることを信ずるものである。修身教育で好戦国民を造つては悲しい。でもやすっぽく戦争しなくて人間が生きられるやうに考へるのも一種の墮落だと思ふ。人類愛は抽象的になつては血液の中を流れない。やっぱり味方に対する愛が拡大されて、敵にまで結ばれて行かなくてはならぬと思ふ。味方だけ愛して、敵を愛することの出来ないのは、決して名譽なことではないが、抽象的な人類愛に居ることよりも人間の真実な姿だと思ふ。⁴³

このように、決して徹底したものではないにしろ、戦争に対する否定的な見解を示した野村の主張は、当該状況に対する強い批判性をもつたものといふことができよう。

しかし、野村は天皇帝国家に対して全く批判的立場を成立させることができなかつたこともあわせて指摘せねばなるまい。野村は「憲法」という課について「政治のことを言ふのはお上に不忠義だと言ふ他律的根性を捨てなくては駄目だ。」⁴⁴とコメントしてはいる。しかしこと天皇制への言及となると、一切の批判性が失われる。

〔十六〕 テンノウヘイカ

私は日本国民と皇室の關係を思出す時、昔、仁徳天皇の所へ鯛がとれましたからと言って持つて上つた漁夫のことを思ふ。そして

さうした本家に対する親しみの保たれてゐた素朴な私たちの祖先の自然な生活を懐しいと思ふ。私は国民と皇室との關係を政治的によりも人情的に感ずる。今や日本の政体は立憲政治だ。私たちはどこまでも、政治の上では自分たちの生活を中心にして自治の自覚を深めて行きたいと思ふ。でも人情的には日本の国体を忘れず、素朴な祖先の生活を慕ひ、建国から今日まで、本家を守つて

親密に一団の生活を續けてきた人情を失ひたくないと思ふ。⁴⁵ 一見、先の憲法のコメントと矛盾するようだが、要するに「政治のこゝとを言ふ」のはあくまで「不可侵領域」たる天皇制への信奉を外さない限りにおいて、と解釈すれば理解は可能である。「共生協力」へのめりこもつとする野村にとって、「国家」を自分から離して客体視するのは、困難だった⁴⁶ことはすでに指摘されているが、そのような思想を生み出す野村の信仰とはいかなるものだったのか。親鸞の信仰の立場は呪術的な民族宗教に対する徹底した否定の態度に貫かれてゐることはよく知られてゐるが、野村の宗教理解は

迷信だつて無意味ではないと思ふ。精神的な慰安になる。子供たちや、素朴な田舎者から迷信をとつてしまふとは可哀さうだ。⁴⁷ とあるように、呪術を許容する性質のものであった。また宗教を道徳に對置して、道徳が反省を促すのに對し、宗教は「純に」礼拝し救ひに感激し、言葉を不要とする「直観」的なものであるといひ、「宗教直観」と「道徳反省」とが「融合」し「協力」することで「人生が全う」され生活が充たされると述べる⁴⁸。つまり野村の信仰理解は国家道徳と基本的に矛盾を生じさせず相互に協力・補完し合うといったも

のであつて、浄土真宗が本来もつ根底的な現実批判性は全く踏まえられてはいなかったのである。してみれば「国体」への「人情的」な「親しみ」が表明されるのも当然の結果だといえる。

Ⅲ、農繁期託児事業における「仏教」の子ども観

では、仏教福祉事業の大きな柱として展開された農繁期託児所の設置・運営は、どのような子ども観に裏づけられていたのかを検討していこう。

まず、農繁期託児に関連してもっとも頻繁に表明されるのは農作業の妨げとなる「足手纏い」としての子ども観である。大阪弘済会の保育部長として浄土真宗本願寺派（以下、本派）・真宗大谷派（以下、大派）に理論を提供した田村克己は農繁期託児所に三つの使命があるとしてそれは期節的に行はれる児童保護の機關であると共に、家庭に對しては經濟保護の機關であり、更に隣保改善の機關ともなる。

經濟的にも教化的にも衛生的にも耕されざる荒蕪地に置かれてゐる子供とその環境―子供を預託することによつて、母親その他の足手纏いを除き、家人をして心おきなく労働に従事せしめ、この保育の機會を捉へて、母性に對し育児及保育の知識を授けると共に、子供を遇する眼の開發を促し、子供の愛を通して家庭を文化的に向上させようとする願望と乳幼児の健全な發達を期し、開設中のみでなく、閉所後に於ける平時にも、保育中の良習慣を超越さうとする企圖の下に計劃されなければならぬ。⁴⁹

と説き、その成果として

愛児がお寺に世話を願つてから一切の懸念を脱れて家人は農務に没頭する事が出来るのも道理である。それがために、保育事業が開設されてから、以前の約三倍に當る作業能率の増進を見たと報告されて居る。⁵⁰

という例を紹介している。農繁期託児事業を行うにあつての大きな動機は「寺院に對する現代人の一種の反感」が広がる状況のなかで「寺族總掛りに進んで農繁の勞をわかつ心持から子供を引取つたのを幸ひ、合理的保育に終始したならば、昨日の反感は今日の感謝と變る」⁵¹であらうとの期待であつた。つまり、寺院の社会的有用性を示すことで寺院経営の安定が企図されていたのであり、そこに子どもを「足手纏い」と呼ぶことに何ら躊躇の痕跡はみられない。

ただし、一方で田村は施設名称についての検討のなかで「託児所と呼べば子供を荷物扱ひ視すると云つた嫌ひがある」⁵²と指摘し、また、保育者の注意事項として定めた「保姆十誡」に「みな個性を無視する勿れ」「何事も公平を缺く勿れ」「止めよの禁止命令を發する勿れ」⁵³とあるように、子どもを物件視したり強圧的に接することに批判的な態度を示している。

体罰については、「氣が短いので（子どもを…引用者補）畳の上へ投げ付けます。」という保護者の相談に対し

親として子供が本當に可愛いからなんとか善くしてやらうと云ふ慈悲があるのですけれども、その爲に子供の躰方につき厳しく打ち付けると云ふことは、反つて子供を小さくしてしまひ、悪い結

果に終り易い。…子供が悪いことをすることは親にも缺點のあることを先きに考へなければなりません。…子供を打つと云ふことは今日限り止めて、一番始めに叱つたものが最後になだめてやる」と云ふ風にやれば子供は心から改める様になりませう。⁵⁴

と回答し、母親のあるべき指導の態度として「子供が悪い事をしたときなど、子供を殴つたならば、子供に反感を持たすだけで効果はない。折檻は怒り治めて徐ろに諄々と説かねばならない」⁵⁵と述べるなど、それが無効果であり、なすべからざる教育方法であることを示している。

子供を懲しめるためには自分の身を懲しめる考へでなければなりません。⁵⁶

例へば其懲戒として食物を與へないと云ふ様な時には、自分自らも食事をせぬといふ、堅い決心を持續し、勇氣を以て自身を苦めるといふ覺悟がなければなりません。⁵⁷

というように、田村は、子どもに懲罰を行う際には、保護者自らにも子どもの過失に対する責任があることを自覚し、自身も共に懲罰されていくべきだという。「話しても分からない子どもには体罰やむなし」というような非理性的な存在としての侮蔑的子ども観（子どもに対する大人の傲慢さ）や、悪い行動を個人の責任に帰して断罪し懲罰を加えることで自らを善の立場に置こうとする姿勢は反省されるべきだと繰り返し説かれていたのである。

田村の子ども観について最後に指摘しておきたいのは不健康で「低能」な子どもの排除である。農繁期託児所の「受託次第」に関して田

村は「傳染病患者は勿論のこと、病兒や低能兒は敬遠しなくてはならぬ。」⁵⁸といい、その理由について「保育園は病院でもなく、低能教室でもないから」⁵⁹と説明する。「健康」で「有能」な子どものみを対象とし、それ以外の子どもの受け入れは検討すらされていない。

農繁期託児の現場では、「健康」な子どもたちに対しても差別的処遇が多々みられたようである。「寺院の託児所には未來性がない」大阪府當局の意見「階級差別の傾向が濃厚」と見出しが付けられた『中外日報』一九三五（S一〇）年六月八日付の記事にはこうある。

大阪府下に於ける農村託児所の施設は他府縣に比較してすこぶる遅れてゐるものがあるが、現在僅少ながら開設されてゐるものうちでも寺院の託児所にはあまり未來性が乏しいと當局は見てゐる、そしてその理由ははなはだこれをいふを憚るが、とかく心附けも多いし、何かとお寺の世話をする檀家の子供はせい／＼これ待遇するが、それでない檀家の子供はこれを疎外するといった傾向が各寺院の託児所にちかごろ濃厚に見え出して來たといふのである。⁶⁰

この記事の内容が実態をどこまで反映したものであるのかを検証する材料をもたないが、すくなくともここまでの考察から、仏教教団の示す子ども観に差別を克服するだけの自律性ないし革新性が成立しえないであろうことは明白であろう。「仏教」保育のなかにあつても子どもたちは選別の対象であり、次代の「家」・国家の担い手としてみられていたのである。

成る程農業に専念されるのは有難い事である。けれども、家の寶

國の礎とも言ふべき子女の教育幼兒の保育は、夫れにも増して重要な仕事である。：兒童は兒童として之を保育し、美化し善化して、第二國民として、本來の使命を全からしめるのが、當然なる社會的責務と言はねばならぬ。⁶¹

といい、また

今日の幼年少年が其家庭に於ける色々なことを目撃したり、思想の或る方面に觸れる爲に、子供の頭と云ふものが全國的に悪くなりつて、不良少年不良少女と云ふやうな者が日に増しに多くなりつゝ、あると云ふことは、官憲のお調べに依る計數に於て明に示されて居る所であります。世の中が斯う云ふ風になる場合に當つて、我々が宗教家の立場として社會奉仕的の仕事をして戴き、將來の日本を背負ふて立つべき小さい子供を保育すると云ふことは、社會事業の中でも最も意義のある積極的な仕事ではなからうかと云ふことを痛切に感じて居ます。：今後日本の第二世と言はる、子供に對して相當基礎ある教養を與へると云ふことは、我々國民として又宗教家の一人としても、さう云ふ點に付ては大いに盡さして戴きたいと云ふ感想を持つて居ります。：あなた方が自分自ら法悦に満足して居られる其喜びと温まりとを、あなたの方のお世話下さる子供さんの頭に吹き込んで戴きたいのであります。⁶²

といわれるように、國民育成との間に矛盾を生じることなく成立したのがこの時期に展開された「仏教」保育実践だったのである。

IV、おわりに

仏教教団における社会事業全体が戦時体制に向かう過程で不足する人的資源の確保を目的としたものであったが、保育事業もやはり同様の理念のもと展開されたことが明らかとなった。

天皇制国家体制下において展開された農繁期保育事業は、若松らによって提示された近代の新しい子ども観にみられるような「独立した人格として非暴力的に接するべき対象」としての視点を一定程度まで確保しえた。しかし、その到達点はあくまで天皇制国家において許容される範囲にとどまるものであり、仏教が本来めざすべき人格的社会像の実現という立場に基礎づけられたものとはいえなかった。

なお、本研究は筑紫女学園大学・短期大学部 平成二四年度特別研究助成（指定研究）を受けた成果であることを付記する。

1 この時点でも真俗二諦教義の影響を感じざるをえないのであるが、今回は、扱わない。

2 一番ヶ瀬康子、小川信子、泉順、宍戸健夫『日本の保育』ドメス出版、一九六二年。

3 同前。

4 高石文人・中西直樹・菊池正治編、不二出版、二〇一一年〜（二〇一四年）。

5 最終的には本願寺教団の仏教保育事業に焦点を絞って問題点を探る予定であるが、現在の段階では資料が少ないので、いったん仏教教団全体の保育事業に枠を広げて資料の収集や、分析を行っている。

6 本願寺派では大正十一年四月一日付で社会課規定が發布され、監獄布教などを所管として担うこととした。大谷派などに遅れての社会課の設置となった。この背景として、発足ひと月前の三月三日に創立大会が開かれ、次

いで東西本願寺管長宛に募財拒否通告を突きつけた全国水平社の動きと、これに対応する融和改善や差別の撤廃という課題に、なにがしか教団として取り組む組織的な体制の整備（大正十三年一〇月、社会課内に本派本願寺一如会を設立）という点からも、社会課を設置する必要があったと考えられる。

7 藤音は昭和二年四月二日付で編成替えされた本願寺社会部の最初の部長に任じられている。それ以前は慈善会財団の参務という役職に名を連ねており、その後大正十一年に開設された財団の新規事業、人事相談所の所長に任じられている。所長在任中の大正十三年四月末から一年半にわたり、本山より派遣されて欧米各国の宗教・社会事情視察の機会が与えられ十四年十一月に帰国している。

8 本派本願寺社会部、昭和二年。

9 本派本願寺社会部、昭和四年。

10 山崎精華著、本派本願寺教務局社会部、昭和八年。

11 『社会的中心としての寺院』本願寺社会部、昭和八年四月。

12 山崎はこの三年前に、『宗団を中心とする農繁期保育事業の理論と実際』（社会部叢書 第七輯、昭和五年十一月）を発行しており、その冒頭に「農村寺院の行ふ最も相応はしい社会的施設は農繁期に於ける保育事業を考えられる」と述べている。

13 『戦前期仏教社会事業の研究』中西直樹・高石文人・菊池正治 不二出版 二〇一三年（第二章 浄土真宗本願寺派の社会事業と関係資料）参照

¹⁴ 資料は、二〇一三年に筑紫女学園大学で行われた研究会で、共同研究者である龍谷大学・中西直樹教授の発表されたものである。ご本人の許諾のもとで使用した。

¹⁵ 資料分析は共同研究者である龍谷大学・中西直樹教授の右研究会報告における指摘によるところが大きい。

¹⁶ 第六巻 浄土真宗本願寺派編不二出版。

¹⁷ 本願寺派の認可保育所として記録が残るもので最も古いものが一九三二（昭和七）年となっている。実際的な保育事業の開始と、本願寺の認可開始時期がことなるが、この点に関しては今後論を譲る。

¹⁸ 「農繁期に於ける託児は乳児をやらねば駄目」（『中外日報』八三三五号、一九二七年六月二三日付）。

¹⁹ 山住正巳『日本教育小史』岩波書店、一九八七年、三五頁。

²⁰ 小山静子『子どもたちの近代』吉川弘文館、二〇〇二年、八七―八八頁。

²¹ 山住前掲書、六〇頁。

また、学校現場のみならず明治末期に結成された愛国婦人会・中央報国会・在郷軍人会など数々の半官半民団体（「教化団体」とも呼ばれた）が「一応自発的な形はとりながら、役所からさまざま便宜を与えられ」つつ「国民教化に貢献」してもいた（石田雄「誰もが人間らしく生きられる世界をめざして」唯学書房、二〇一〇年、三九―四〇頁）。

²² 藤野豊『強制された健康―日本ファシズム下の生命と身体』吉川弘文館、二〇〇〇年、十二頁。

²³ 一九二〇年代にアメリカの多くの州・スイス・デンマークでは断種法が成立し、遺伝的障害者への断種手術が実施された。断種法は一九三〇年

代に入るとドイツ・北欧諸国（スウェーデン・フィンランド・ノルウェーなど）でも制定され、強制断種や中絶などが行われていった。日本でも一九二二（大正十一）年にアメリカの「産児制限会」会長マーガレット・サンガーの来日をきっかけに「産児調整運動」がはじまり、一九二九（昭和四）年十二月に浜口雄幸内閣が「結婚・出産・避妊への対応医施設設置」や「優生学的見地より諸施設の調査・研究」を進める「人口統制に関する諸政策」答申を決定した。「以後、健康な者の避妊は認めないが、「劣等者」の避妊は断種を含めて検討するという方向で、国家による国民の健康・体力・出産の管理体制が模索されていくことになる」（同前、十五頁）。

²⁴ 小松裕『いのちと帝国日本』小学館、二〇〇九年。

²⁵ こうした危機的状況は「国家への依存感を強め、強力な国家権力の介入によって社会事業が振興されることを期待」し、「強力な国家の統制を渴望する」方向へと人心を導き、「革新」や「庶政一新」という漠然とした言葉がこの期待をひきつけ（石田雄『日本の政治と言葉 上 「自由」と「福祉」』東京大学出版会、一九八九年、二七五―二七六頁）ていった。そして国家による統制は一九二八（昭和三）年治安維持法改正、特高警察課の全県配置、翌年の共産党員大量検挙（4.16事件）や『蟹工船』発禁処分などの形で展開されていくのである。

²⁶ 一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・宍戸健夫『日本の保育』ドメス出版、一九六二年、十九頁。

²⁷ 古川孝順『子どもの権利』有斐閣、一九八二年、二一四―二一五頁。

²⁸ 吉田久一『改訂版 日本貧困史』川島書店、一九九三年、二五二―二五三頁。

- 29 同前、二七八―二八三頁。
- 30 同前、二九三―二九六頁。
- 31 河原和枝『子ども観の近代』中央公論社、一九九八年、一二七頁。
- 32 佐藤進編『児童問題講座 第三卷 児童の権利』ミネルヴァ書房、一九七六年、二七一―三〇頁。
- 33 久津見蕨村「家庭教育 子供のしつけ」(横須賀薫編『近代日本教育論集 5 児童観の展開』国土社、一九七四年、七三頁)。
- 34 同前、七四―七五頁。
- 35 佐藤前掲書、三三―三六頁。
- 36 若松賤子「子供に付て」(『女学雑誌』一八九三年、六四頁)。
- 37 同前、六二頁。
- 38 教育研究会、一九二五(大正十四)年。のち『生命信順の修身新教授法』と改題、『野村芳兵衛著作集』第一卷、黎明書房、一九七四年に所収。
- 39 野村芳兵衛『文化中心修身新教授法』教育研究会、一九二五年(『野村芳兵衛著作集』第一卷、黎明書房、一九七四年、一七八頁)。
- 40 同前、一七五頁。
- 41 野村芳兵衛『新教育に於ける学級経営』聚芳閣、一九二六年(『野村芳兵衛著作集』第二卷、黎明書房、一九七三年、二二六頁)。
- 42 野村註39、一七三頁。
- 43 同前、一七九頁。
- 44 同前、一九二頁。
- 45 同前、一七四頁。
- 46 鹿野政直『近代社会と格闘した思想家たち』岩波書店、二〇〇五年、
- 47 野村註39、一八七頁。
- 48 同前、三二―三八頁。
- 49 田村克己『農繁期保育事業のすゝめ』大谷派本願寺社会課、一九三二年、四頁。
- 50 同前、七頁。
- 51 同前、三頁。
- 52 同前、一〇頁。
- 53 同前、十一頁。
- 54 田村克己『宗團を中心とする農繁期保育事業の理論と實際』本派本願寺社会部、一九三〇年、六九―七〇頁。
- 55 同前、六一頁。
- 56 同前、七〇頁。
- 57 同前、七三頁。
- 58 田村註49、十四頁。
- 59 田村註54、二四頁。
- 60 『中外日報』一〇七四五号、一九三五年六月八日付。
- 61 石清水矢磨「農繁託児所の経営に就て」(『教海一瀾』七三〇号、一九二七年六月三〇日付)。
- 62 後藤環爾「保育事業と宗教」(『保育事業概論』本派本願寺社会部、一九二八年、五一―七頁)。
- (うじ) かずたか…人間科学部人間関係専攻 講師)
(かねみ りんご)…人間文化研究所 客員研究員)